

【厚生労働省】建設雇用改善助成金による支援

- ◎建設雇用改善助成金は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、建設事業主の雇用保険料に 1/1,000 の率を上乗せ徴収した財源により運用。
 ◎平成 23 年度三次補正予算により、岩手県・宮城県・福島県について、助成率の拡充や助成要件の緩和により支援を強化。

建設教育訓練助成金

中小建設事業主又は建設事業主団体が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。

主な内容

<認定訓練への助成>

職業能力開発法に基づく認定訓練を建設労働者に受講させた場合など

- 経費助成：訓練ごとに設定された助成金単価に受講月数等を乗じた額を支給
- 賃金助成：1 人 1 日あたり 5,400 円又は 7,000 円を限度

<技能実習への助成>

登録教習機関で行う技能実習を建設労働者に受講させた場合など

- 経費助成：1 日 13 万円（別に定める要件の場合は 20 万円）かつ 20 日間を限度
 ※登録教習機関への委託させた場合は委託費の 90%の額
- 賃金助成：1 人 1 日あたり 7,000 円かつ 20 日間を限度

<受講援助>

広域訓練施設で行う職業訓練を建設労働者に受講させて旅費を負担した場合

- 経費助成：広域訓練施設での受講のための旅費の 2/3

<建設業人材育成活動への助成>

将来の建設業を支える小中高生等へのキャリア教育を行う場合など

- 経費助成：実施経費の 2/3、800 万円を限度

<新分野教育訓練への助成>

建設業以外の新分野事業に建設労働者を従事させるための教育訓練を実施した場合

- 経費助成：実施経費の 2/3（1 日 20 万円かつ 60 日間を限度）
- 賃金助成：1 人 1 日あたり 7,000 円かつ 60 日間を限度

建設雇用改善推進助成金

中小建設事業主又は建設事業主団体が、自ら計画を作成し、建設労働者の雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成。

主な内容

<中小建設事業主>

雇用管理責任者への研修、若年の建設労働者の採用活動、魅力ある職場づくり（工事現場での作業員宿舎・施設（便所、休憩室、更衣室、シャワー室、浴室及び食堂）の賃借）などの雇用管理改善事業を行う場合

〔助成額〕

- 雇用改善の取組に要する経費の 2/3、300 万円を限度
 （雇用管理研修等経費：1 日当たり 10 万円かつ 6 日間を限度
 受講させた場合の賃金：1 人 1 日当たり 7,000 円かつ 6 日間を限度）

<中小建設事業主団体>

傘下企業のために雇用管理改善事業を行う場合（OFF-JT の推進（公的資格の取得援助等）、キャリアルートの作成・導入、ワーク・ライフ・バランスの推進、若年・高齢・女性労働者の採用・活躍の促進など）

〔助成額〕

- 全国団体：実施経費の 2/3、1,600 万円を限度
- 地域団体：実施経費の 1/2～2/3、500 万円を限度

注）下線部分は、岩手県・宮城県・福島県のみに対する助成の拡充内容